



島根県報

令和5年3月1日(水)

号外第21号

<https://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【公 告】

令和5年度前期技能検定試験の実施	(雇 用 政 策 課)	2
令和5年度技能検定試験の実施	(")	5

公 告

令和5年度前期技能検定試験を次のとおり実施する。

令和5年3月1日

島根県知事 丸 山 達 也

1 実施職種（作業名）及び実施等級

(1) 1級技能検定及び2級技能検定を実施する職種（作業名）

造園（造園工事作業）

鑄造（鑄鉄鑄物鑄造作業）

金属熱処理（一般熱処理作業、浸炭・浸炭窒化・窒化処理作業、高周波・炎熱処理作業）

機械加工（普通旋盤作業、数値制御旋盤作業、フライス盤作業、数値制御フライス盤作業、平面研削盤作業、円筒研削盤作業、マシニングセンタ作業）

非接触除去加工（数値制御形彫り放電加工作業、ワイヤ放電加工作業）

金属プレス加工（金属プレス作業）

鉄工（構造物鉄工作業）

建築板金（内外装板金作業、ダクト板金作業）

仕上げ（治工具仕上げ作業、金型仕上げ作業、機械組立仕上げ作業）

ダイカスト（コールドチャンバダイカスト作業）

電子機器組立て（電子機器組立て作業）

電気機器組立て（配電盤・制御盤組立て作業）

建設機械整備（建設機械整備作業）

婦人子供服製造（婦人子供注文服製作作業）

家具製作（家具手加工作業）

建具製作（木製建具手加工作業）

プラスチック成形（インフレーション成形作業）

石材施工（石張り作業）

酒造（清酒製造作業）

とび（とび作業）

左官（左官作業）

タイル張り（タイル張り作業）

畳製作（畳製作作業）

防水施工（ウレタンゴム系塗膜防水工事作業、アクリルゴム系塗膜防水工事作業、シーリング防水工事作業、FRP防水工事作業）

内装仕上げ施工（プラスチック系床仕上げ工事作業、鋼製下地工事作業、ボード仕上げ工事作業、化粧フィルム工事作業）

熱絶縁施工（保温保冷工事作業）

サッシ施工（ビル用サッシ施工作業）

表装（壁装作業）

塗装（建築塗装作業、金属塗装作業、噴霧塗装作業）

フラワー装飾（フラワー装飾作業）

(2) 3級技能検定を実施する職種（作業名）

造園（造園工事作業）

機械加工（普通旋盤作業、フライス盤作業）

とび（とび作業）

舞台機構調整（音響機構調整作業）

フラワー装飾（フラワー装飾作業）

(3) 単一等級技能検定を実施する職種（作業名）

路面標示施工（溶融ペイントハンドマーカーク工事業、加熱ペイントマシンマーカーク工事業）

産業洗浄（高圧洗浄作業）

2 受検資格

受検資格は、1級技能検定については職業能力開発促進法施行規則（昭和44年労働省令第24号。以下「規則」という。）第64条の2に規定する者とし、2級技能検定については規則第64条の3に規定する者とし、3級技能検定については規則第64条の4に規定する者とし、単一等級技能検定については規則第64条の6に規定する者とする。

3 試験の免除

試験の免除を受けることができる者及び免除の範囲は、1級技能検定については規則第65条第2項の規定により、2級技能検定については同条第3項の規定により、3級技能検定については同条第4項の規定により、単一等級技能検定については同条第6項の規定による。

4 試験実施期日

(1) 実技試験

令和5年7月9日（日）に学科試験を実施する職種については同年6月6日（火）から同年8月13日（日）までの間、その他の職種については同年6月6日（火）から同年9月10日（日）までの間で別途島根県職業能力開発協会が定め、受検者に通知する。

(2) 学科試験

ア 1級及び2級

職 種	学 科 試 験 日
造園、金属熱処理、金属プレス加工、プラスチック成形、とび、防水施工、サッシ施工、塗装	令和5年8月20日（日）
機械加工、鉄工、ダイカスト、電子機器組立て、建設機械整備、婦人子供服製造、家具製作、建具製作、左官、畳製作、内装仕上げ施工	令和5年8月27日（日）
鋳造、非接触除去加工、建築板金、仕上げ、電気機器組立て、石材施工、酒造、タイル張り、熱絶縁施工、表装、フラワー装飾	令和5年9月3日（日）

イ 3級

職 種	学 科 試 験 日
造園、機械加工、とび、舞台機構調整、フラワー装飾	令和5年7月9日（日）

ウ 単一等級

職 種	学 科 試 験 日
産業洗浄	令和5年8月20日（日）
路面標示施工	令和5年9月3日（日）

5 試験実施場所

実技試験及び学科試験の実施場所は、別途島根県職業能力開発協会が定め、受検者に通知する。

6 試験問題の公表

実技試験の問題は、令和5年5月30日（火）に島根県職業能力開発協会において公表する。

なお、一部の職種については、問題を公表しない場合がある。

7 試験科目

技能検定の実技試験及び学科試験は、1級技能検定にあつては規則別表第12の上欄に掲げる検定職種に応じ同表の中欄及び下欄に掲げる試験科目について、2級技能検定にあつては規則別表第13の上欄に掲げる検定職種に応じ同表の中欄及び下欄に掲げる試験科目について、3級技能検定にあつては規則別表第13の2の上欄に掲げる検定職種に応じ同表の中欄及び下欄に掲げる試験科目について、単一等級技能検定にあつては規則別表第13の4の上欄に掲げる検定職種に応じ同表の中欄及び下欄に掲げる試験科目について実施する。

8 受検手続

(1) 提出書類

ア 技能検定受検申請書

イ 実技試験又は学科試験の免除を受けようとする場合は、その資格を証明する書類

(2) 申請書類の提出先

松江市西嫁島一丁目4番地5号 SPビル2F

島根県職業能力開発協会

(3) 申請書類の受付期間

令和5年4月3日（月）から同月14日（金）までとする。ただし、郵送（書留郵便とし、「技能検定受検申請書在中」と朱書すること。）の場合は、同月14日（金）の消印のあるものまでを受け付ける。

(4) 受検手数料

ア 受検手数料の額は次のとおりとし、受検申請書に添えて納付しなければならない。ただし、実技試験又は学科試験の免除を受けようとする場合は、免除を受ける試験の手数料の納付を要しない。

なお、受検申請を受け付けた後は、申請を取り消した場合又は試験を受けなかった場合でも手数料は返還しない。

職 種	実技試験の手数料の額	学科試験の手数料の額
下記以外の職種	18,200円	3,100円
機械検査、婦人子供服製造	15,100円	

イ アにかかわらず、2級及び3級を受検する者のうち、受検する年度の4月1日において35歳未満の島根県内の施設若しくは学校の在校生等（職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第15条の7第3項に規定する公共職業能力開発施設において職業訓練（職業能力開発促進法施行規則（昭和44年労働省令第24号）第9条に規定する短期間の訓練課程の職業訓練（以下「短期訓練課程」という。）を除く。）を受けている者、同法第25条の規定により設置される職業訓練施設において同法第24条第3項に規定する認定職業訓練（短期訓練課程を除く。）を受けている者（現に雇用されている者を除く。）若しくは同法第27条第1項に規定する職業能力開発総合大学校に在学する者又は学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する高等学校、中等教育学校（同法第66条に規定する後期課程に限る。）、特別支援学校（同法第76条第2項に規定する高等部に限る。）、大学若しくは高等専門学校、同法第124条に規定する専修学校若しくは同法第134条第1項に規定する各種学校に在学する者その他これらに準ずるものとして知事が認める者をいう。以下同じ。）若しくは島根県外の施設若しくは学校の在校生等（県内に住所を有する者に限る。）又は受検する年度の4月1日において25歳未満の在職中の者（出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）別表第1の上欄の在留資格をもって在留する者を除く。）に係る受検手数料の額は、次のとおりとする。

職 種	実技試験の手数料の額	学科試験の手数料の額
下記以外の職種	9,200円	3,100円
機械検査、婦人子供服製造	6,100円	

ウ ア及びイにかかわらず、3級を受検する者のうち、在校生等に係る受検手数料の額は、次のとおりとする。

職 種	実技試験の手数料の額	学科試験の手数料の額

下記以外の職種	12,100円	3,100円
機械検査	10,100円	

エ ア、イ及びウにかかわらず、3級を受検する者のうち、受検する年度の4月1日において35歳未満の島根県内の施設若しくは学校の在校生等若しくは島根県外の施設若しくは学校の在校生等（県内に住所を有する者に限る。）又は受検する年度の4月1日において25歳未満の在職中の在校生等（出入国管理及び難民認定法別表第1の上欄の在留資格をもって在留する者を除く。）に係る受検手数料の額は、次のとおりとする。

職 種	実技試験の手数料の額	学科試験の手数料の額
下記以外の職種	3,100円	3,100円
機械検査	2,900円	

なお、受検手数料の額は、議会において令和5年度島根県予算案の議決を条件とする。

9 受検申請書用紙の交付

技能検定受検申請書の用紙及び受検案内は、島根県職業能力開発協会において交付する。

なお、受検申請書用紙の郵送を希望する場合は、「技能検定受検申請書請求」と朱書し、返信用封筒（宛名を明記し、140円切手を貼ったもの。）を同封すること。

10 合格発表等

- (1) 合格者の受検番号は、令和5年7月9日（日）に学科試験を実施する職種については同年8月25日（金）に、その他の職種については同年9月29日（金）に島根県商工労働部雇用政策課のホームページ（<https://www.pref.shimane.lg.jp/rodoseisaku/>）で公表する。
- (2) 実技試験又は学科試験のいずれかに合格した者には、島根県職業能力開発協会が令和5年7月9日（日）に学科試験を実施する職種については同年8月下旬に、その他の職種については同年9月下旬に書面で通知する。
- (3) 1級技能検定及び単一等級技能検定の合格者については厚生労働大臣名の、2級技能検定及び3級技能検定の合格者については島根県知事名の合格証書を交付する。また、1級技能検定の合格者には1級技能士章を、2級技能検定の合格者には2級技能士章を、3級技能検定の合格者には3級技能士章を、単一等級技能検定の合格者には単一等級技能士章を交付する。

11 その他

技能検定について不明な点は、島根県商工労働部雇用政策課（電話0852-22-6556）又は島根県職業能力開発協会（電話0852-23-1755）に問い合わせること。

令和5年度技能検定試験（随時実施する2級、3級及び基礎級）を次のとおり実施する。

令和5年3月1日

島根県知事 丸山達也

1 実施職種（作業名）及び実施等級

(1) 2級

さく井（ロータリー式さく井工事作業）

鑄造（鑄鉄鑄物鑄造作業）

機械加工（普通旋盤作業、数値制御旋盤作業、フライス盤作業、マシニングセンタ作業）

金属プレス加工（金属プレス作業）

鉄工（構造物鉄工作業）

建築板金（内外装板金作業、ダクト板金作業）

工場板金（機械板金作業）

仕上げ（機械組立仕上げ作業）

機械検査（機械検査作業）
電子機器組立て（電子機器組立て作業）
電気機器組立て（配電盤・制御盤組立て作業）
冷凍空調和機器施工（冷凍空調和機器施工作業）
婦人子供服製造（婦人子供既製服縫製作業）
紳士服製造（紳士既製服製造作業）
家具製作（家具手加工作業）
紙器・段ボール箱製造（印刷箱製箱作業）
プラスチック成形（インフレーション成形作業）
石材施工（石材加工作業）
パン製造（パン製造作業）
水産練り製品製造（かまぼこ製品製造作業）
建築大工（大工工事作業）
とび（とび作業）
左官（左官作業）
配管（建築配管作業）
型枠施工（型枠工事作業）
鉄筋施工（鉄筋組立て作業）
塗装（建築塗装作業、金属塗装作業）

(2) 3級

さく井（ロータリー式さく井工事作業）
鋳造（鋳鉄鋳物鋳造作業、非鉄金属鋳物鋳造作業）
機械加工（普通旋盤作業、数値制御旋盤作業、フライス盤作業、マシニングセンタ作業）
金属プレス加工（金属プレス作業）
鉄工（構造物鉄工作業）
建築板金（内外装板金作業、ダクト板金作業）
工場板金（機械板金作業）
仕上げ（機械組立仕上げ作業）
機械検査（機械検査作業）
電子機器組立て（電子機器組立て作業）
電気機器組立て（配電盤・制御盤組立て作業）
冷凍空調和機器施工（冷凍空調和機器施工作業）
婦人子供服製造（婦人子供既製服縫製作業）
紳士服製造（紳士既製服製造作業）
家具製作（家具手加工作業）
紙器・段ボール箱製造（印刷箱製箱作業）
製本（製本作業）
プラスチック成形（圧縮成形作業、インフレーション成形作業、ブロー成形作業）
石材施工（石材加工作業）
パン製造（パン製造作業）
水産練り製品製造（かまぼこ製品製造作業）
建築大工（大工工事作業）

とび（とび作業）
左官（左官作業）
配管（建築配管作業）
型枠施工（型枠工事作業）
鉄筋施工（鉄筋組立て作業）
防水施工（シーリング防水工事作業）
内装仕上げ施工（ボード仕上げ工事作業）
塗装（建築塗装作業、金属塗装作業、噴霧塗装作業）
工業包装（工業包装作業）

(3) 基礎級

さく井、鋳造、鍛造、機械加工、金属プレス加工、鉄工、建築板金、工場板金、めっき、アルミニウム陽極酸化処理、仕上げ、機械検査、ダイカスト、電子機器組立て、電気機器組立て、プリント配線板製造、冷凍空調和機器施工、染色、ニット製品製造、婦人子供服製造、紳士服製造、寝具製作、帆布製品製造、布はく縫製、家具製作、建具製作、紙器・段ボール箱製造、印刷、製本、プラスチック成形、強化プラスチック成形、石材施工、パン製造、ハム・ソーセージ・ベーコン製造、水産練り製品製造、建築大工、かわらぶき、とび、左官、築炉、タイル張り、配管、型枠施工、鉄筋施工、コンクリート圧送施工、防水施工、内装仕上げ施工、熱絶縁施工、サッシ施工、ウエルポイント施工、表装、塗装、工業包装

2 受検資格

受検資格は、2級技能検定については職業能力開発促進法施行規則（昭和44年労働省令第24号。以下「規則」という。）第64条の3に規定する者とし、3級技能検定については規則第64条の4に規定する者とし、基礎級技能検定については規則第64条の5に規定するものとする。ただし、2級技能検定については、受検しようとする職種に係る3級の実技試験に合格した者、3級技能検定については、受検しようとする職種に係る基礎級又は職業能力開発促進法施行規則及び職業能力開発促進法第四十七条第一項に規定する指定試験機関の指定に関する省令の一部を改正する省令（平成29年厚生労働省令第57号）第1条の規定による改正前の規則第61条に掲げる基礎1級若しくは基礎2級に合格した者に限る。

3 試験の免除

試験の免除を受けることができる者及び免除の範囲は、2級技能検定については規則第65条第3項の規定により、3級技能検定については同条第4項の規定により、基礎級技能検定については同条第5項の規定による。

4 試験実施期日

試験は実技試験及び学科試験によって行い、試験実施期日は別途島根県職業能力開発協会が定め、受検者に通知する。

5 試験実施場所

実技試験及び学科試験の実施場所は、別途島根県職業能力開発協会が定め、受検者に通知する。

6 試験問題の公表

実技試験の問題は、あらかじめ受検申請者に送付する。

なお、一部職種については、問題を公表しない場合がある。

7 試験科目

技能検定の実技試験及び学科試験は、2級技能検定にあつては規則別表第13の上欄に掲げる検定職種に応じ同表の中欄及び下欄に掲げる試験科目について、3級技能検定については規則別表第13の2の上欄に掲げる検定職種に応じ同表の中欄及び下欄に掲げる試験科目について、基礎級技能検定については規則別表第13の3の上欄に掲げる検定職種に応じ同表の中欄及び下欄に掲げる試験科目について実施する。

8 受検手続

(1) 提出書類

ア 技能検定受検申請書

イ 実技試験又は学科試験の免除を受けようとする場合は、その資格を証明する書類

(2) 申請書類の提出先

松江市西嫁島一丁目4番地5号 SPビル2F

島根県職業能力開発協会

(3) 申請書類の受付期間

申請書類は、随時受け付ける。

なお、郵送する場合は、書留郵便とし、「技能検定受検申請書在中」と朱書すること。

(4) 受検手数料

受検手数料の額は次のとおりとし、受検申請書に添えて納付しなければならない。ただし、実技試験又は学科試験の免除を受けようとする場合は、免除を受ける試験の手数料の納付を要しない。

なお、受検申請を受け付けた後は、申請を取り消した場合又は試験を受けなかった場合でも手数料は返還しない。

職 種	実技試験の手数料の額	学科試験の手数料の額
下記以外の職種	18,200円	3,100円
機械検査、婦人子供服製造	15,100円	

9 受検申請書用紙の交付

技能検定受検申請書の用紙は、島根県職業能力開発協会において交付する。

なお、受検申請書用紙の郵送を希望する場合は、「技能検定受検申請書請求」と朱書し、返信用封筒（宛名を明記し、140円切手を貼ったもの。）を同封すること。

10 合格発表等

(1) 実技試験又は学科試験の合否結果については、島根県職業能力開発協会が書面で通知する。

(2) 合格者には、島根県知事名の合格証書を交付する。また、2級技能検定の合格者には2級技能士章を、3級技能検定の合格者には3級技能士章を交付する。

11 その他

技能検定について不明な点は、島根県商工労働部雇用政策課（電話0852-22-6556）又は島根県職業能力開発協会（電話0852-23-1755）に問い合わせること。